

おことわり

- ★掲載にあたり講話に用いた資料から若干の改訂を行っています。
- ★当資料は調査について簡略的に示したものであり、当資料において示した書類や調査事項以外についても確認を行う場合があります。
- ★当資料は実地調査を担当する一職員が作成したものであることをご了解の上、利用してください。実際の調査においては担当職員の判断を優先してください。
- ★当資料で示した事例は、あくまでも個別の具体的な事例であることから、事例中の態様や数値等との異同のみで他の事例の許可・不許可が判断されるものではありません。
- ★当資料については講話時間の都合上、例外の説明を省略するなど正確性より分かりやすさを重視して作成しております。また、当初から配布用に作成されたものではありません。以上についてご了解の上ご利用ください。詳細については厚生労働省HP記載の資料や労働基準監督署や勤務環境改善支援センターなどへの相談において確認してください。

1

資料紹介

The screenshot shows a Google search results page. The search query is "医師宿日直 厚生労働省". The top result is a link to the Ministry of Health, Labour and Welfare's website about hospital staff shift applications. The snippet from the page reads: "厚生労働省では、医療機関の宿日直許可申請（※）について、制度の仕組みや手続き等に関する相談窓口を設けております。（※）労働基準法第41条第3号（労働基準法施行 ...）".

2

テーマ別を探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

統計情報・白書

所管の法令等

申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 医療機関の宿日直申請に関するご相談について

医療機関の宿日直申請に関するご相談について

厚生労働省では、医療機関の宿日直許可申請（※）について、制度の仕組みや手続き等に関する相談窓口を設けております。

（※）労働基準法第41条第3号（労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第23条）に基づく申請

■ 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口

こちらのメールフォームから、厚生労働省労働基準局あてにご相談内容を送信することができます。ご相談を受け付けた後、メール又は電話等でご連絡をさせていただきます。

（注意事項）

政策について

分野別の政策一覧

健康・医療

子ども・子育て

福祉・介護

雇用・労働

雇用

人材開発

3

ございますのでご了承ください。

- このメールフォームに記載いただいた相談内容は、本省相談窓口担当者（厚生労働省からの事業受託者を含みます。）が確認させていただきます。
- 本省相談窓口担当者からご相談者にご連絡をさせていただいた上で、都道府県医療勤務環境改善支援センターから電話等でご連絡をすることがありますのでご了承ください。
- 商業広告などの営業メールはご遠慮ください。
- 厚生労働省（都道府県労働局・労働基準監督署を含む）及び厚生労働省の職員に対する誹謗・中傷等のメールはご遠慮ください。悪質な場合には法的措置を取らせていただく場合があります。

■ 医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口

厚生労働省労働基準局労働基準監督署

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目1番地

パンフレット、FAQ

※都道府県の医療勤務環境改善支援センター、医療機関の所在地を管轄する労働基準監督署でもご相談を受付しています。

所在地と電話番号はこちらからご確認ください。

〈都道府県医療勤務環境改善支援センター連絡先一覧〉

〈都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧〉

■宿日直許可申請に関する解説資料（参考事例）

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20210720_02.pdf

■医療機関の宿日直許可申請に関する相談窓口FAQ

https://iryou-kinmukankyou.mhlw.go.jp/pdf/outline/pdf/20220621_02.pdf

4

許可までのおおまか流れ

- ① 労働基準監督署に、申請書(様式第10号)(原本2部)及び添付書類を提出 → 書面上で確認します。
- ② 労働基準監督官による実地調査 → 宿日直業務に実際に従事する医師等へのヒアリングや仮眠スペースの確認等を、原則として実地で行い、申請時に提出された書類の内容が事実に即したものかの確認を行います。
- ③ 許可相当と認められた場合に宿日直許可がなされ、許可書が交付されます。

5

1 申請前

■申請前に以下を御確認下さい

申請前チェックリスト

- 申請を考えている宿日直中に従事する業務は、通常業務とは異なる、軽度又は短時間の業務である (4pの許可基準中の業務例や、7p以降の許可事例参照)
- 申請を考えている宿直業務は、夜間に十分な睡眠がとり得るものである
 - ベッド・寝具など睡眠が可能な設備がある
- 申請を考えている宿日直業務は、通常業務の延長ではなく、通常の勤務時間の拘束から完全に開放された後のものである
 - 始業・終業時刻に密着して行う短時間の業務態様ではない (4時間未満ではない)
- 救急患者の診療等通常勤務と同様の業務が発生することはあっても、稀である
- 実際の宿日直勤務の状況が上記の通りであると医療機関内で認識が共有され、そのように運用されている (宿日直の従事者の認識も同様である)

- 一部の診療科のみ、一部の職種のみ、一部の時間帯のみの許可を申請することもできます。
- 申請をするかどうか迷った場合など、都道府県の医療勤務環境改善支援センターに相談することができます。
- 宿日直許可を得ずに行う宿日直は通常の労働時間として取扱う必要があります。

6

Q. 宿日直許可申請に当たってどのような書類を用意する必要がありますか。

- ・**労働条件通知書、雇用契約書**
 - ・**労働者(医師等)ごとの、一定期間の宿直または日直勤務の従事回数がわかるもの(宿日直の当番表、シフト表など)**
 - ・**宿日直勤務中に行われる業務が発生する頻度、その業務の内容と従事した時間について、一定期間の実績が分かる資料(業務日誌、宿日直日誌等)**
 - ・**対象労働者全員の給与一覧表**(労働基準法第37条の割増賃金計算の基礎となる賃金)及び**宿日直手当額計算書**
 - ・事業場等を巡回する業務がある場合は、**巡回(回診)場所全体とその順路を示す図面等**
 - ・宿直の場合は**宿泊設備の概要(写真・図面・設備)**がわかるもの
- ※原本がある書面などについては、**写し**を提出してください。

7

Q. 申請書に添付する「宿日直の当番表、シフト表」、「業務日誌」については、1か月分を求められる場合と3か月分などより長い期間分を求められる場合があると聞きました。なぜ取扱いが異なるのでしょうか。

A. 1か月分の資料を提出いただくことが基本と考えていますが、申請内容や実態を確認していく上で更なる確認が必要となる場合、その1か月が突発的な業務などで多忙になっている場合、などについては、**3か月などより長い期間分の提出を求めることがあります**。個別事情となりますので、あらかじめご了承ください。
(※当初1か月分の資料の提出であると、数か月確認したい場合に不足する書類を揃えるのに時間がかかる場合がある)。

8

2 申請書届出時

労働基準監督署に、申請書(様式第10号)（原本2部 1部は許可書添付用）及び添付書類を提出します。

形式的な要件を満たしているか確認します。軽微な補正は後日の書面差し替えなどで対応します。

郵送でも可能。なるべく来署していただくとスムーズです。



9

3 実地調査の日時の調整

- ・担当職員を決定し、実地調査の日時の調整について事務担当者に連絡します。
- ・対象労働者(医師等)のヒアリング、賃金や労働時間、睡眠設備などの確認を行いますので関係者との調整をお願いします。
- ・担当の労働基準監督官が訪問します。



10

4 実地調査

・法人、医療機関の事務担当者と面談の上、書類内容の確認をします。

★法人、医療機関の概要、診療科目、病床数、診療時間、救急指定の有無など



11

4-1 実地調査

★**労働者性**（労働者でない者が含まれていなか）

→理事長、院長、副院長など

→非常勤医師の本務先など



12

4-2 実地調査

- ★宿日直手当の算出は適正か。
 - 対象者の賃金の一人1日平均額の1/3以上。
 - 割増賃金の算定基礎対象賃金の範囲
 - 申請医療機関を本務先とする常勤の労働者が対象。



Exs.賃金台帳、就業規則など

13

4-3 実地調査

- ★宿日直の回数(シフト表、勤務予定表を確認)

※「宿直週1回、日直月1回の原則」には例外があります。

「18歳以上の者で法律上宿直又は日直を行いうるすべてのものに宿直又は日直をさせてもなお不足であり、かつ勤務の労働密度が薄い場合」など。

〈許可事例〉宿直について間隔が6日以上空いていないが、月に4回であることをもって許可範囲内としたもの。

14

4-4 実地調査

★宿日直の業務内容の確認(日誌を確認)。

→通常の業務が常態として組まれていないか
(通常の業務の確認)。

→常態としてほとんど労働する
必要がないものか。

→軽度の又は短時間の
診療行為か。



15

4-5 実地調査

・「軽度の又は短時間の業務」(パンフレット 記載)

例えば以下の業務等をいう。

- ・医師が、**少数の要注意患者**の状態の変動に対応するため、問診等による診察等(軽度の処置を含む。以下同じ。)や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・医師が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、**少数の軽症の外来患者**や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等による診察等や、看護師等に対する指示、確認を行うこと
- ・看護職員が、外来患者の来院が通常予定されない休日・夜間(例えば非輪番日など)において、**少数の軽症の外来患者**や、かかりつけ患者の状態の変動に対応するため、問診等を行うことや、医師に対する報告を行うこと
- ・看護職員が、病室の定時巡回、患者の状態の変動の医師への報告、少数の要注意患者の定時検脈、検温を行うこと

16

4-6 実地調査

軽度の又は短時間の業務と認められない事例。

- ①産科。夜勤勤務医(通常労働者)の補助。1月に11回、1回あたり6時間の対応。
- ②二次救急病院。対象時間帯3時間の間に30分から2時間の診療等がほぼ毎回発生。

17

4-7 実地調査

★通常の勤務の継続ではないか。

〈通常勤務の継続が疑わしい例〉

通常の診療時間終了予定時刻以前に
宿日直業務開始時刻が設定されている。

〈許可事例〉

終業後に勤務場所を宿直室に
移している。

通常業務の終了時刻後、休憩
を取得してから宿日直業務を開始している。



18

4-8 実地調査

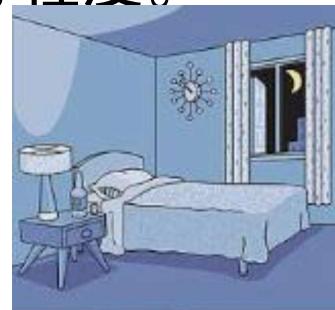
★十分に睡眠が取り得るか。

→睡眠設備と睡眠時間

〈不許可の事例〉

①常態として2~3時間おきに対応。

②最長の睡眠時間が3時間30分程度。



19

4-9 実地調査

★回診時の経路や業務内容

★巡回、回診経路の現認。経路を確認し、所要時間の参考とします。

〈許可事例〉①宿直時に1回、日直時に2回、病棟を30分程度巡回し、1回あたり

2件程度軽傷処置を行う。

②実態としてナースからの報告収受が主。



20

4-10 実地調査

★対象労働者(医師)や夜勤従事看護師などのヒアリングを行い、業務の態様や睡眠環境などを確認します。



21

5 実地調査後

★実地調査時に依頼した補正書類の提出をお願いします。

★全ての情報が揃いましたら、当署で許可等の判断を行います。

★この時、許可の見込みが薄いことを説明する場合があります。その時はその理由を説明します。取下げ後に調整して再申請を行われる医療機関もあります。

★許可不許可の通知(受領書への署名)

参考(日誌記載内容の一部をまとめた業務作成資料の一例)

日	曜日	病棟・外来	開始時刻	終了時刻	所要時間(分)	診療内容等	日直、宿直
7月31日	日	病棟	9:10	9:25	0:15	処置	日直
7月31日	日	外来	10:30	10:40	0:10	処置	日直
7月31日	日	病棟	11:10	11:40	0:30	病棟処置	日直
8月1日	月	病棟	22:00	22:20	0:20	憩室出血	宿直
8月1日	月	病棟	1:30	2:00	0:30	死亡確認	宿直
8月2日	火	外来	19:10	20:00	0:50	食欲不振	宿直
8月5日	金	外来	2:15	2:50	0:35	肺炎	宿直
8月6日	土	外来	18:00	19:00	1:00	気胸	宿直
8月6日	土	外来	23:15	23:40	0:25	心不全	宿直

日誌記載事項の一例

- ①日付、時刻(所要時間)
- ②宿直、日直の別。(時間が記載されていれば判別可能)。宿直、日直まとめて1様式(1部)でも可。
- ③医師名
- ④外来・病棟患者の別
- ⑤診療内容(長文で詳細な記述までは求めませんが、簡潔明瞭な記載があると望ましいです。)